

総務文教委員会会議録

平成23年12月16日 10時09分 開 会
12時15分 閉 会

網 走 市 議 会

午前10時09分 開会

○小田部委員長

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会であります。議案8件、請願4件、陳情1件、要請1件の合計14件を審議いたします。

委員会の進め方ではありますが、まず初めに企画総務部、この関係部分の議案及び請願、陳情、要請を審議する予定でございます。

次に、理事者の入れかえを行うために暫時休憩の後、教育委員会関係分として残りの議案と請願を審議いたします。

各議案につきましては、12月5日に開催いたしました説明会において既に理事者側から説明を受けておりますが、再度、簡潔な説明を受けてから審議に入りたいと、このように思います。

それでは、議案6件について、初めに議案第1号平成23年度網走市一般会計補正予算中、所管分、これについて田口企画調整課長、説明をお願いします。

○田口企画調整課長

平成23年度一般会計企画振興費の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料、6ページをごらん願います。

姉妹都市提携25周年記念交流事業についてですが、本事業はカナダ・ポートアルバーニ市との姉妹都市提携25周年を記念いたしまして、市民訪問団を派遣するものであります。当初予定しておりました8月の派遣につきましては、東日本大震災発生を考慮いたしまして実施を見合わせてまいりました。

その後、受け入れ側と訪問のタイミングを協議してまいりましたが、年度内の受け入れは難しいとのことになりましたので、本年度中の派遣を中止することいたしました。

つきましては、資料に記載の経費合計232万3,000円を減額補正するものでございます。なお、来年度の本取り組みにつきましては、改めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小田部委員長

続きまして、消防費について今野企画総務部次長、説明をお願いします。

○今野企画総務部次長

網走地区消防組合負担金の補正内容について御説明申し上げます。

議案資料、7ページをごらんいただきたいと思います。

網走地区消防組合の歳出では、本年3月に発生いたしました東日本大震災における消防団員の公務災害補償に対する経費として追加がございましたが、消防職員の人件費並びに施設費において、減額がございましたので、合わせて502万9,000円の減額となりました。

一方、歳入におきましては、前年度繰越金の増額と、組合債の減額などによりまして、147万4,000円の増加となりましたので、これを差し引きいたしました650万3,000円が消防組合負担金として減額の補正をしようとするものでございます。

説明は以上です。

○小田部委員長

続いて、議案第5号まで、すべて人件費関係なので一括して先に簡潔に説明を求めます。

それでは、2号、3号、4号、5号、これについて鈴木職員課長、説明願います。

○鈴木職員課長

人件費等の補正概要につきまして御説明申し上げます。

資料の9ページをごらん願います。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますけれども、ここでは一般会計、特別会計を合わせた総額で御説明を申し上げます。

人件費の補正総額は、3,426万1,000円の減額でございます。特別職におきましては、29万6,000円の減額でございまして、共済費の負担率の変更によるものでございます。

議員分といたしましては、734万5,000円の減額でございまして、内訳といたしましては議員の退職及び議員改正に伴うものでございます。

監査委員につきましては、12万6,000円の減額でございまして、共済費の負担率の変更によるものでございます。

一般職では、2,649万4,000円の減額でございまして、内訳といたしましては、子ども手当の改正によります257万5,000円の減額、共済費の負担率の変更によりまして2,611万6,000円の減額、支給事由の変更などによります219万7,000円の追加でございまして、

人件費補正概要は以上でございます。

○小田部委員長

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

御発言を願います。

○山田委員

国際交流の関係ですが、今、課長から説明いただいて、ことしが25周年の年だったということで予算計上していたのは知っていたのですが、3月に発生した関係と相手方との協議の結果、ことは中止をしたと。

ポータルバーニのほうも総選挙がありまして、市長が新たに変わった取り組みも一つあるものですが、友好は引き続き続けていくということで、市長からのメッセージもいただいているようですから、これから25年続いた取り組みの友好事業ですから、それで来年については新たな検討をするということのお話がありましたから、ここでどうだ、こうだというふうにはならないかもしれませんが、私としては3月の来年度予算の案が出たときに、ぜひ計上されていて、25周年が過ぎたとはいえ、満25周年を迎えたということで、来年やっても私はいいのではないかというふうの一つ思っていますので、その辺も含めてぜひ予算のほうを計上していただければと、こんなふうに思います。

あとは、人件費の関係は共済費の率の変更ということで、減額になっておりますから、それでここでどうだ、こう言うつもりはありませんが、人事院勧告が出ていたのですが、当市の場合は給与改定の中に含まれていませんから実施をしないということで確認をしていただければよろしいですか。

○鈴木職員課長

今年度の人事院勧告につきましては、それに準じて変えていくことは考えておりません。

○山田委員

わかりました。以上です。

○小田部委員長

他に御発言がなければ、全会一致をもって、原案可決すべきものと委員会で決定してよろしいです。

（「異議なし」の声あり）

○小田部委員長

さよう、決定をいたします。

続きまして、議案第7号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について、山崎税務課長の説明を求めます。

○山崎税務課長

網走市税条例等の一部を改正する条例制定概要につきまして御説明申し上げます。

議案資料7号、資料ページ31ページの資料3号をごらんください。

初めに、改正の趣旨でございますが、現下の厳しい経済状況及び雇用条件に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、市税条例の関係部分につきまして所要の改正、条項の整理を行うものであります。

次に、改正内容でございますが、1点目は、個人住民税におきまして、寄附行為の促進を目的とした寄附金税額控除の適用下限額を現行の5,000円から2,000円に引き下げるものであります。

2点目は、国税罰則の見直しに伴い、個人住民税等の市税の不申告等にかかる過料の引き上げ及び過料の新設であります。

3点目は、個人住民税におきまして、租税負担軽減措置等の見直しに伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の特例について免税対象の要件を改めた上で、適用期限を平成27年度まで延長するものであります。

次に、上場株式等の配当等にかかる配当所得課税特例期間を平成25年末まで2年間延長するものであります。

4点目は、今回関係する地方税法等の一部にかかる市税条例の引用条文及び字句の整理であります。

本条例の施行期日につきましては、公布の日からとし、ただし執行日などの定めのあるものにつきましては、その定める日から執行するものであります。経過措置につきましては、記載のとおりであります。

以上で、網走市税条例の一部を改正する条例制定概要につきましての説明を終わらせていただきます。

○飯田委員

今、税務課長から説明があったのですがけれども、改正の主な内容が3項目あって、2と3ですがけれども、市税の遂行と罰則強化と、これは国政レベルでの協議から始まって、納税者に対する罰

則強化と、今は全国的にこのような震災の影響だとか、いろいろなところから受けて滞納があります。当市もかなり固定資産税などもなかなか払えない、それから消費税等も税務関係では消費税払うと固定資産税払えないとか、さまざまな滞納がふえています。

そういう中で、過料の上限を3万円から10万円に引き上げるといことになりますと、私は納税相談の主体が特に市町村サイドになりますと、納入相談をしながら、少しでも生活実態なり、営業実態に合わせて納入してもらおうと、特に税務当局も滞納繰り越しを前年のやつを該当にしながら今まで努力してきたと思うのです。

ここでいくと、3万円から10万円に強化して、果たしてこの辺の納入相談を主体にしてやれるかどうかということも含めて、非常に問題があるというような改正だったなということだと思うので、この辺については私は同意しかねる。

もう一つ、3の上場株式等、これは2年前に議論をしています。この時限立法で3年ずつ延長、延長かけて前回で要するに優遇税制と言われているのです。本来、10%、株の売買に10%しかかけられていない、本来、国際的にも20から30というような、その批判を浴びて仮に2年前の議論では、株式の100万円の利益があったときに、税金が40万円払った、その60万円にただ掛けるのかということがあったと思うのですけれども、議論の中で、結果的には優遇税制というのですか、このようにときに株式を持っている人は少ないとはいえ、網走でもこの優遇税制で前回、1,000万円ほどの税収になるというようなことの回答も得ていますけれども、そのような認識でちょっとよろしいですか。

○山崎税務課長

まず、国税の罰則の見直しに伴う個人市民税のあくまで滞納という問題ではなくて、市税の不申告に対する過料の見直しという形でございます。

次、上場株式等ですね、これの配当にかかる部分、課税期間の見直しについてでございますが、委員のおっしゃったとおり、本来、本則、平成26年度から本則20%という課税でございましたが、それがまた延長されて10%が継続されるということでございます。

○飯田委員

今、市税の種類ということをやったのですけれ

ども、既に国税関係では税務署あたりは消費税の滞納になりまして、いわゆる差し押さえたとか、そういう感じで納入相談なしで入っていくというのは、改正の結果だと思います。

それから、市町村でも例えば斜里町からわざわざ北見市まで行って差し押さえるというような事例も出ていますので、やはりこの罰則強化を盾にさまざまな実情を無視したことがやられていることで、私はやはりこれらの市税の不申告等の罰則強化には同意しかねます。

上場株式のやつなのですけれども、これもまた2年、延長するということで、特に東日本大震災なり、本当にお金のあるところから本来、取らなければならないものと、今、税と社会保障の一体改革なんていうことで出てきている、これはもう本当にこういうことで2年延長しないで、やはり応分負担ということからいえば、しっかりとやはり取るということから、応分負担で取るということからすれば、この2年延長しないで、本来の形に戻すということで同意しかねます。

○小田部委員長

他に御発言ありませんか。

○山田委員

飯田委員から今ありましたけれども、私からもちょっとお話をさせていただきますが、1番については5,000円から2,000円と、逆に拡大して考えればNPOも含めた団体が救済されると言ったら失礼な表現ですけれども、そういう意味ではこの改定というのは、私はいいと思います。

それと、2番、3番について、るる飯田委員からありました。確かに過料の分の上限を3万円から10万円、何でこの時期だということも一つありますけれども、やはり不申告そのものがどうなのかと考えたときに、3万円が、10万円がいいかというよりは、その不申告ということそのものがやはりいけない行為だという考えでして、本当に東日本があった部分で東北含めて大変な状況の中で、こういうふうにするのはいかがかなとは思いますが、私はここはやむを得ないだろうと。

それと、上場株式の関係も確かに優遇等で、こんなふうにも思うところもちろんないわけではありませんし、本当は20%に増税をするという方向性が出ていたのをまた2年延びるという、ちょっと思いはございますが、ただ網走市だけがこれをやらないでということには、国の流れの中

ですべて国がやるのがよしということではありませんが、そういうことをトータル的に判断するとやむを得ない判断するしかないかなと思いますので、私はこの条例等の一部改正については賛成の立場であります。

○小田部委員長

他に。

この議案については、今、山田委員、それから同意できない飯田委員の意見がありました。井戸委員、双方の意見にあったように、どちらかの意思表示をしていただきたいと、同意いただけますか。

○井戸委員

私は賛成です。

○金兵委員

私も。

○古都委員

私も1番については引き下げということで、寄附行為が促進されるということで反対はありません。

2番についても、飯田委員の言う話もわかるのですけれども、私は山田委員と同じように不申告という部分に対しての過料ということで、その部分に対しても私は賛成の立場です。

3番について、上場株式などのという部分で、ちょっと優遇という部分が引っかけますけれども、あえて網走市だけがそれに反対することによって地元企業が離れてしまったりという部分も少しは考えなければならないことかという、この部分については原発の影響で肉用牛はかなり値段が下がってしまっているという部分で利益の確保が難しいという話もたくさん聞いていますので、この部分も賛成です。

基本的に山田委員の意見と同じように賛成の立場であります。

○高橋副委員長

特に2番目の市税の不申告という、こういった面につきましては逃げ得という言葉は悪いかも思いますが、これは許すべきではないなと思いますので、私も賛成でございます。

○小田部委員長

議案第7号市税条例の一部を改正する条例制定について、これについてはただいま委員の皆さんの御意見をいただきました。

大方の委員の皆さんの賛成をもって、原案可決

すべきものと委員会として決定をさせていただきます。

続きまして、請願の審査に入りたいと思います。

請願第12号武器輸出3原則の堅持等に関する意見書提出についての請願を議題といたします。

○飯田委員

この請願を採択してもらいたいという方向でお話をしたいと思います。

本来、武器輸出3原則というのは、非核3原則とともに、平和憲法の精神を具現化したということとは御承知だと思います。

安全保障上も日本の非核3原則とともに守られなければならないということは御承知だと思います。そもそも1967年の四十数年前の佐藤内閣が初めて表明しまして、76年の次期内閣で輸出を全面禁止したと、81年にも国会決議で出されたという経緯があります。

ただし、その後、米国での武器供用やミサイル防衛の一部共同開発などでなし崩しが続いているのですけれども、自民党政権ですら武器輸出3原則を守るというふうに至った経緯からすると、私は今回のここに書いているとおり、野田首相の容認を示唆するような発言だとか、その前にも民主党の前原政調会長がアメリカに行きました。これらの武器輸出3原則の見直し提言について、非常に私は日本の非核3原則、それから平和憲法への非常に危惧される事態だと思います。

そういうことからして、ぜひここに書いてあるとおりアジアの緊張を高めることなく、最低限の非核3原則とともに武器は輸出は禁止ということをやはり堅持するのが、今の日本国憲法を守った私は役割、使命だと思いますので、そういう意味も含めてぜひ採択の方向でいただきたいと思います。

○小田部委員長

これは本当に皆さん国防に関することですし、非常に大きな、しかも深い基本に関する課題だけに、それぞれの思いがあるので、なければいけないと、このように思っています。

今、飯田委員がこの採択を皆さんに理解の上、採択していただきたいという意見がありました。一言ずつでもいいです。場合によっては継続ということもあり得るわけですので、なお精査が個人としても、委員会としても必要だと、こういう場

合には継続、あるいはこの場でびしっと判断できて、これは採択、もしくは不採択と、こういうふうな対応の仕方ありますが、それぞれのせっかくの機会ですから、今の時点における各委員の皆さんの御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○金兵委員

私は基本的に、この武器輸出3原則の堅持に対するという、この請願に関しては言っていることは正しいと思うのですが、1点、この中に歯どめなき軍拡をやめ、次期戦闘機の購入を行わないことという2番があるのですけれども、決して軍拡を進めろと言っているわけではないのですけれども、この戦闘機という一つのものだけを取り上げてここに載せるのはいかがなものかなというふうにちょっと思うので、その前段の部分に関しては私も同意できますので、このちょっと2番についてはうまいこと調整ができるのかなというふうに、このような考えでございます。

○古都委員

私は前段部分は理解できるのですけれども、後段の部分で次期戦闘機の購入ということもある程度、理解はできるのですけれども、軍拡をやめという部分でやはり自衛力というのは私は必要と考えているので、その部分で全くということではなく、今回の次期戦闘機ということなのですけれども、その部分に対してのいろいろ報道で性能自体に機体が耐え切れずひびが入っていたりという部分も報道されている部分もあるので、それは早急に今回、問題視されている戦闘機の購入に対して莫大な費用をかけるというのはいかがなものかなと思いますので、ちょっと文言の整理していただければ私は賛成したいと思います。

○井戸委員

やはり日本はこういった自衛隊が存在する自衛の国なので、やはり防衛という部分はやはりなくてはならないというふうに思っています。

これは、ヨーロッパのミサイル開発に関係しているということで、アメリカと共同で日本がミサイル開発しているということで、日本がこの3原則を緩和していただかないとヨーロッパはミサイルは導入できないという、根深い理由があるので、やはり北朝鮮などの核兵器だとか弾道ミサイルだとか、そういった部分に備えて、そういった部分を理解しなければいけないのかなと思います

ので、採択でもなく、不採択ということで。

○山田委員

それぞれの委員から、後ほど副委員長から話ありますが、私も武器輸出3原則は非核3原則と同じように私は堅持すべきというふうに考えております。

したがって、技術提携なりいろいろな部分で協力するところに来て、飯田委員からあったように、67年、佐藤さんが総理大臣のとき決めて、三木さんが総理のときに政府の統一見解を出していますから、これはやはりきちっと私はどんな背景があろうが、平和憲法を無視したとすれば、これは賛成しないと。

ただ、私も軍拡はするべきではないという視点と、こんな時期だったら買わないでちょっと買うのを伸ばして、東日本大震災にお金使うぐらいの気持ちでいていただけないかという思いもありますから、それはそれとしてここに武器輸出3原則堅持等というのがありますけれども、タイトルの「等」、私はこの部分が一つだけ出るのがちょっとなじまない気がしますので、もし請願は採択ということに、こうなるとなりませんから、文言整理してもう1回出していただくならば審議できるかなとちょっと思っていますけれども、文中のさらに防衛省のところで、記の2番がちょっと変えてほしいかなという部分であります。

○高橋副委員長

先ほどミサイルということが出ましたけれども、私もそれを気にしておりました。きっと迎撃ミサイルのときに議論が上がったと、そういういったことだと気がします。私は、武器輸出3原則というものは守るべきだろうと、守られるべきものだと考えております。

ただ、先ほどから出ています歯どめなき軍拡をやめ、次期戦闘機の購入を行わないこと、2番目ですけれども、最近、戦闘機についてよくわからなかったのものですからインターネットで調べたところ、開発段階からふぐあいが見つかった、そういったことから、まだこれに連携するような問題があるだろうという、今の私の意見でございまして、またこれが16日には機種選定もされるというところでも報道で聞いております。

そういったことから、これにつきましては継続して、審議すべきではないかと考えます。

○飯田委員

若干、議員間討論をしたいと思います。今、歯どめなき軍拡をやめ、次期戦闘機の購入を行わないことですが、実はこのさらに防衛省からの迎撃能力というのは、いわゆるいつでも迎撃の場をかりて先制攻撃できる、今は専守、自衛隊ということで専守防衛に対する、今は兵器、兵力をそろえるときには、アジア全域に広がったとしたら、例えばですよ、もう広がっているのですけれども、自衛の範囲もだんだん拡大していくと先制攻撃も専守防衛だという考えでずっと今までしてきたのです。

だけでも、そういう政権、自民党政権でさえ専守防衛の方針とていましたから、曲がりなりにも。だから、この次期戦闘機というのは、いつでも専守防衛から先制できる能力があるということで、私はこれは書かれ、この出されたほかも含めてですけれども、そういう危機感を持って書いたのだと思うのです。

ただ、武器輸出3原則でもアメリカとのミサイルのネットワークをされていたのですけれども、国際的に武器を共同開発生産した場合、相手国を通じて武器が同時に輸出する可能性がある、これは憲法違反に抵触するというので、あの当時、佐藤首相、三木首相国会決議に至った経緯があるのです。

北朝鮮の問題を入れますと、北朝鮮の問題で日本の商社がいわゆるミサイルに関連する部品等を輸出したとよく摘発されています。それは武器3原則に、逆に今、心配なのが逆に輸出されてしまったら、これは元も子もないので、私はこの辺はしっかりと守る、そういうことを考えても守るべきだと思うのです。そこまで適用させて。

○小田部委員長

各委員の皆さんに貴重な深い御意見をいただきました。

今、重ねて飯田委員から専守防衛を記述にした意見、そして3原則計画も含めながら、しかし私も一委員として個人的な所感を申し上げたいと思います。

やはり、物事というのは、一つのところでどまるものではないと。常に変化をするものであると。この変化の一つはやはり、極東を含めた北の状況が角度が全く変わってきていると、同時に南のほうもそうであると。

今までは考えられなかった北海道の部隊と九州

の部隊、合同練習をする、日米で一緒にやる、本当に当時はよもや想定外という言葉がはやりなのかどうかは別にして、想定していなかったような事案がどんどん出ていっているような。

それから、とらえられない数字で、そういうふうなものにどんどんやっていかなかったら持っていっても意味がないと、こういうふうな国際的な環境が変わってきていると、こういう中でのこの問題は今、飯田委員が言ったように極めて大事な原則をどういうふうな認識と対応をするかということでの請願に対する我々の取り組みでなければならぬと、こんなことを考えております。

どこまで行ってもやはりシビリアンコントロール国民主体の国家である主権国家でなければならぬという意味では、このことは我々は多少の時間をかけてもその3原則は特に覚えておくのですが、その辺を含めながら委員会委員として、それこそ熟知を、熟議をしながらそのことに対峙していきたいと、こんなことを思っておりますので、委員長の一つの提案ですが、これについてはもっともっと網走市議会として各会派に持ち帰りながら委員会委員として再度、機会を見ながら議論を深めながら、その先を求めていくと、こういうふうにしたいと思います。

よって、継続とすることが望ましいと、皆さんの御意見を総じて、このように思います。そのような扱いでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

それでは、全員の御賛同を得ましたので、本件については継続といたします。

続きまして、請願第14号消費税引き上げ、年金改悪に関する意見書提出についての請願、これを議題といたします。

発言を求めます。

○飯田委員

野田首相がTPPもそうなのですけれども、日本国内で、今の段階で外国で国際公約といいますか、非常に公約を踏みにじるような公約をしてみると、消費税を10%引き上げる方針を明らかにしています。

それと同時に、年金の支給開始年齢を引き上げることを本格的に検討する、そうなりますといわゆる消費税というものが震災復興の名をかりまして、今回、震災の法案が通ったのですけれども、

その前提は消費税の増税に念頭を置いてやった形跡が見られます。

特に消費税というのは、震災の方にも全部かかってしまう、例えばお金持ちがこの負担の能力に応じて払うのではなくて、一律のパーセントですから前々から言っているとおり、本当に低い所得の方に一番、負担感が重いということなのです。

今回、いろいろあるのですけれども、例えば大企業はどうかというと、大企業は今の消費税の制度でいうと還付金という形で輸出企業のほとんどが戻されていくのです。例えば、トヨタを初め輸出の上位10社は今回の消費税の還付金で8,000億円以上の還付を受けるのです。大企業自体は価格に上乗せすることができます。

本来、例えばトヨタだとすると、トヨタの下請工場は、消費税払っております。この還付金を仮にトヨタが下請に戻すかといったら戻さないです。そういうような不合理性もありますし、トヨタは5年間で1兆3,000億の還付金をもらっている、事実上の補助金的な役割を果たしていくのです。

もう一つは、今回、1%上げると2.7兆円と言われております。5%上げるという中で、ではよく5%社会教育、社会保障に使われるというような名目でよく言われておりますけれども、実際、今回の増税の5%分が、社会教育の充実なり、年金なり、社会保障の充実なりに回るといったら、今の野田政権の言い分でもわずか1%にしかならないというのが出ているのです。後の人は4%は何かというと消費税増税に伴う支出1%と財政赤字の穴埋め、現行制度の維持の2%で4%が消えてしまうのです。

そうしたら、社会保障の改革というのは、いわゆるサービスを削るということからいうと、消費税の増税が一番、私は最悪の選択ではないかということで、それと同時に年金の開始年齢、これも逆に開始年齢となりますと、今の65歳を67歳、68歳まで下げると、いわゆる雇用再延長という形になってきますと、ますます若者の雇用が狭められる、特に年金のもらう人はもらう人で、ここにいる市役所の職員でも該当する年齢の方がいて、本当に非常に網走の経済にとってもマイナスの影響が大だということで、私はこの請願をそういう観点からとらえてぜひ採択の方向に持っていって

いただきたいと思います。

○小田部委員長

これもまた、我々の生活に直接、関係すること、生活そのものの課題だけに皆さんの率直な意見を披瀝していただきたいと思いますが、いかがですか。

○古都委員

飯田委員の話の内容はわかりやすく、また消費税もだんだん10%まで引き上げるという方針も明らかにされましたが、この上がった分の5%についてしっかりとした福祉に対して投資される担保もありませんし、また後半の年金改悪とありますが、六十七、八歳まで、70歳までの引き上げを目標としているようですけれども、今、払っている私たちの世代としては、正直、20年以上もらわないとペイしないと言われている中、70歳からもらって90歳以上になるまでを考えると、本当に将来性で払っている意味がほとんど感じられない状態になるので、この年金改悪の部分だけは本当に私も大賛成なので、ぜひこのまま通していただければ私も思います。

以上です。

○金兵委員

なかなかちょっといずいところもあるのですけれども、消費税は一律皆さんに低所得の人も高所得の人にもかかってしまうということも問題であると私自身も思いますし、また一部企業をどうして法人税を、減税をやめるということも考えていかなければいけないと思いますので、私としても採択でよろしいかと思います。

以上です。

○井戸委員

この件に関しましても、やはり消費税10%、こう上がっていくとやはりさらに景気が低迷するという感じには大きく考えられますし、やはり一律だれもがやはり10%の消費税を納めるというのは大変、不公平な部分というののもちょっと考えられます。

国民すべてが平等というふうな考え方をもちますと、私も採択という考え方です。

○山田委員

今、採択の方向の意見があるのですが、私としては、今いろいろな委員からありましたように、年金制度そのものもやはりこれからどうなるのか、国としては将来の方向をきちっとして、国が

出す部分はきちっと明確にして通していかなければならない。国保の会計も、これからは県や道に寄っていかなければできないのではないかという話も出てきているぐらいですし、介護保険もそうですし、生活保護者が非常にふえてきている、こういうことをいろいろ考えたり、実際、国の借金が1,000兆円とも言われています。

それで、私も払うものは少なくても、もらうものは多いというのはわかるのです。ただ、消費税そのものが今は不公平を逆に生んでいるということも私も理解しています。

それで今、検討の中で還付金の話もありましたけれども、還付金で低所得者で大変な方にはお金で戻そうかという、何かそういう議論もされているということで、年内に方向が出るのだとはもちろん思いますけれども、そういう意味では消費税を上げないで、年金改悪の2.5%減らさないで、支給するというのは、これがやはり一番いいことなのです。

トータルでいろいろ考えますと、このままでいったら国は私は破綻すると思います。そういう意味で、それぞれの制度をどうして、どういうふうにしていくかということを明確にしながら、そのためには財源がこういうことです。

それで、国民の皆さんにもこういう負担を求めたい、そのかわり払うものは払いますということがきちっとしていないとだめだというふうに思いますので、私は消費税の引き上げ、反対はしたいのですが、これだけの1,000兆円もある中で、消費税そのものをやはり低所得者やそういう人たちにどうするかということをきちっとしていただいて、ある程度の値上げといえるのは、私は国民の立場として理解をしなければならない時期が来ているのではないかとことを思っている1人なので、気持ちはすごくわかるのですが、逆の面でも考えたときにはやむを得ないところもあるのかなと、それと消費税そのものをもう少し形をかえていただくことも含めて論議をしていくべきかなと思います。

○高橋副委員長

今、山田委員からもいろいろ話が出ましたけれども、私も消費税の引き上げにつきましては、これは国からも、国民からもいろいろと批判も浴びております。これだけやったのだから、足りない分を消費税としてというのでしたら、まだ理解も

できますけれども、いろいろとまだでき上がっていないものも聞いております。そのあたりも公務員給与についてもそうですけれども、これもみんなが納得したものであれば、そのときにまた消費税税率というものは考えればいいたいと思います。

それと、年金につきましても、これは今、給付される年齢が上げられるというのは、これもあとその年齢に達するまでどうやって生活したらいいのかということを考えると、雇用の問題も含めて、もっとはっきりした時点でやはりやってもらいたいと思いますので、私もこれについては賛成したいのです。

それで、文言の中にあります、この証券の優遇制度と、それから法人税の減税という、減税につきましてももっと考えていかなければならないのではないかなと、こんなふうに思います。

○小田部委員長

委員の皆さんの御意見ありがとうございます。

非常にこれは文言だけを見たり、抽象的に言うとは非常に好ましいことで、必要なことがこの請願されたと見えるけれども、今、いろいろ委員の皆さんから御意見をいただきましたとおり、余りにも大きな課題だと思います。

やはり、福祉に使うのか否か、そういった問題もあるでしょうし、10%にしたときの5%の使い道、そういったこと、それから医療、介護、福祉、年金、すべて一体改革というのはそういうところに出てきていると思うのですけれども、今、言ったように本年度末には1,000兆円の借金残高、起債残高になると、国債も。そういうふうなことで、本当に後世に今の子供たちや孫たちにそんな3年、5年で払えるものではありませんから、1年の予算が80兆円そこそこで、1,000兆円ですから。ですから、そういったことはみんな国民が知っている中であります。

ですから、確かに政府においても、あるいは各党においても悩ましい現実と将来に向かう歩みをどうあるべきかという整合性の問題では、本当にみんな苦慮している部分だと思いますけれども、ただ、言えるのはやはり税金というのは国民の活動の中身に生まれるものですから、そういう意味では時局、この情勢のもとで、当面、この時点でどうなのかという判断を大きく今、政治の世界で

作動していると、こういうふうには私個人としても感じております。

そんなことで皆さんの御意見をいただいて、私から言うのも何です、各委員にこれは継続にすべきか、採択にすべきか、文言を修正してでも採択、こういうふうな意見なのかと、こういうふうにとらえればよろしいのですけれども、その必要はないだろうと、この流れの中で。

それでもって、このことについては決して中身なくて合否もすると、こういう意味ではありません。今後とも、先ほどの案件と同じように持ち帰ってよりよく精査をして、国の動向なり、あるいは網走のこの地域の実態なり、そういったことを十分踏まえて、また議論していくことも一つの方策ではないかと、対応策ではないかと、このように思いますので、これを継続として扱っていきたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○飯田委員

全体的な流れとしては、そういう場合あるのですけれども、大方は採択の方向ということで、山田委員のほうの方が別なのも考えなければならないということで、ただ消費税が先ほど低所得者の保障と、社会保障給付にかかる公費全体を今の政府は7月の閣議で消費税で増税で賄うと、では今、山田委員が1,000兆円の借金があるのをどうするかと、やはりさまざまな税収による社会保障の財源を考えていないのです。消費税で賄うと、支払い能力に応じて負担する法人税だとか、所得税、相続税などを排除しているから、そういう議論になって財源はあるのです。

今、そのまま消費税増税をするとすると、すべて賄うということになると、私はやはり片手落ちなので、その議論をしながら例えば委員長決断なのですけれども、継続しても私は皆さんかなりいろいろな温度差はあるのですけれども、やはり消費税の増税はきついという認識があるので、やはりこの会期中で開いて、委員会をまた開いてそこら辺の部分を議論しながら、私は採択の方向に持って行ってもらいたいと思います。

○山田委員

議員間の議論も大事ですから、飯田さんに反対とか、そういうことではなくて、もちろんその消費税を上げなければ、私もいいと思います。

ただ、先ほど言ったように消費税というのは一

律にとると、高所得者から低所得者から買い物をすれば、こういう今、消費税ですから、例えば品目を限定してやる方法も物品税的な、富裕税的な言い方もあるのですけれども、今は一律に取っているから低所得者には還付していくと、こういう話も昔を思い出したのですが、参議院選挙のときにどなたかが言っていた経緯もあるのですが、そういう方法もあると。

それで、飯田委員が言うように、先ほど出た証券の上場株式の優遇措置、これも20%にするとか、それとか今、個人の減税をやっています確かに、これがいつかの時点で減税をやめると、またそれだけの原資が出るという、これは総合的な論議が必要なのですが、私から言わせればそれでも足りないのだというふうに思うのです。

それで、今、国は国債をなるべく減らしながら、税の中で予算措置をしていきたいと、こういう考え方を持って今、進んでいるのだと思うので、増税しないに越したことはないのですが、本当にいろいろ考えたときには、ある程度の国民の負担というのはやむを得ないと、そういうことでやはり消費税というのは使いやすいといったら、これは向こう側の人が言うことですが、踏み込みやすいのだと思うのです。

それがよしとは言いませんが、やはり今の矛盾点を直しながら、私は消費税の引き上げもやむを得ないのではないかという考え方があるので、これにはちょっとすぐ賛同できない、今の状況があるので、もう少し論議させてくれという意味合いです。

○小田部委員長

山田委員ありがとうございます、飯田委員もありがとうございます。ほかの委員も同様です。

議員間というのはこういうふうなことは、非常にいいことと、ですから議論がかみ合って、ローリングされて、問題の取りまとめも委員長として非常に楽になると、このように思います。

それで、やはり今、双方が仮に意見をいただいて、私個人として感じるのは、税全体の中での直間比率をどういうふうに活用し、こういうふうな国家の財政を少しでも健全にしていくか、しかし片方では今これほど円高になって、日本の技術力を生かした輸出産業、こういったものがにっちもさっちもいかない、韓国に見習うわけではないのだけれども、アメリカの農産物だってあれだけ輸

出を補助金でやっているよと、よって消費税の一部もそういうふうな形で、ましては表現は別にしても、輸出補助金的な形で国家の活力というふうなものを維持させなければならないという、一つのいい悪い結論として方策なのかなと、それが政策なのかなと、そんな話をいろいろしているところです。

ですから、私個人としてもやはり私どもの会派としては、単純に今、消費税を上げるという議論をし、ましてその実施に向けたそういうふうなタイミング、状況、環境、それぞれのことは会派の中でもいろいろとみんな議員の皆さんの意見を私もいただいているような状況なのです。

ですから、それらこれらを含めて、しかしこの最終的にこれには反対して、引き上げには反対して請願を採択してくれと、こういうふうな意見には結果については、ある程度、同調、理解できることはありますが、中身と手法、中身の理解判断、これについてはいろいろ個人差があるわけですから、だからそういったこともかみ合わせながら、今、飯田委員はこの会期中に、22日までであるわけですから、それまでにみんなまた精査をして、できるだけそういう精査すり合わせのお互いの理解の共有の中から採択できるように努力してくれと、こういうふうな意見だったと、このように思いますし、これは私も望むところだと、こんなことを思います。

まだまだ議論してもらって結構なのですが、この程度で継続にして、今、飯田委員が言っていることなら会期中にもまた機会があるような予定をしておりますので、その中で皆さんの意見が集約できれば取りまとめしていきたいと、このように思っていますが、山田委員よろしいですか。

○山田委員

わかりました。

○小田部委員長

さようで、これはきょうの時点では継続とさせていただきます。

続きまして、陳情1件、要請1件、これはどちらもT P Pに関することです。

陳情第6号T P P協定交渉参加に向けた「関係国と協議開始」に関する意見書提出についての陳情、それから要請のほうは環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加表明撤回を求める意見書、こ

の二つです。これは、全く同質なものですから、一括して皆さんに御審議をいただくこととしたいと思います。

御発言を求めます。

○飯田委員

今、陳情と要請ということで、特に全会一致で11月臨時議会に上げた経過があります。その後、協定協議に参加を表明したということで、なお一層の声を上げていかなければならないということで私は、この陳情と要請が上がったと思います。

特に、農業だけではなくて私は今、野田首相の協議の表明からさまざまな分野で労働市場とか、社会保障とか、そういう中で本当にT P Pというのは農業、漁業だけでなく、あらゆる分野にまたがるというのが本当に波及してきますし、そういう意味からいうと、私はもっともっと声を上げていくためには、オール網走の中でやると、特に医療の問題点を日本医師会、それから歯科医師会、薬剤師会も含めて一致して、今後の診療の問題も含めて私はもっともっと声を大きく出しているので、ぜひ陳情、要請の願意をお認めいただいて、オール網走の声を上げていただくために採択の方向でお願いしたいと思います。

○小田部委員長

一人一人聞きます。

この件については、二つから出ていますけれども、同質です。意見調整すれば可能だと思います、過去の経過もあります。審議した中身の経過です。

○古都委員

T P Pに関しては中身云々ではなくて、まず最初の9カ国間のうち6カ国がE P A交渉を既に終えている部分と、ニュージーランド、オーストラリアに対しては日豪E P Aのときに農業分野の部分がどうしても一致できないということで、E P A自体がなくなった経緯もある中で、今までそういう交渉をほごにした上で全般的な撤廃を目指すT P Pにいきなり参加という部分に対して疑問を感じる部分です。

あとは中身が全然、精査がまだ決まっていない交渉の段階の最初の9カ国に手を挙げるということがおくれたことによって、そこに入れなかったという部分で、ちょっと交渉的には少し不利になったという部分に配慮した上で、現時点で早急に手を挙

げて参加するよりも、中身の条約、文言整理すべて終わった時点で議会論議をしっかりとした上で参加、不参加という部分をしっかり話し合うべき問題であって、今現時点で早急に参加しますというような、参加云々の話ではなく、もう少し時間を置いた上で考えるべき議案と私は思いますので、T P P 現時点での参加、交渉に向けた参加ということなのですけれども、それ自体が私はこの意見書どおり今、早急に急いでするべき問題でもないと思いますので、採択したいと思います。

○金兵委員

端的に、11月の臨時議会で網走市議会として提出している部分もありますし、それとあれから時間がたちまして、また情報が余り出てきていないというのがありますので、今の段階では採択してよろしいかと思います。

○小田部委員

やはり、日本はちょっと不利になる部分が多いのかなというふうに思いますので、よく中身を精査した中で進んでいく分には、それらも必要になってくるのかなというふうに思いますので、今、現在、日本の経済の安定を守るためには参加するべきではないと。

○山田委員

既に私ども議会としても、臨時議会まで開いてT P P に対しては意見をきちっと周知しているわけですから、これに対しては一言も異を唱えません。

それで、ちょっとこれはここで聞いていいのかわからないが、請願、陳情、要請含めて採択しますと、ただ網走市議会としては11月臨時議会でこれに関しては反対の表明していますので、意見書はそれでまとめられるという、そういうことにはならないのでしょうか。

こういうやつは、採択すれば意見書を出していくということに、自動的になるのだというふうになれば。

○小田部委員長

ちょっと、もう1回、説明してください。

○山田委員

要するに、これが請願、要請、陳情の中身で、それは採択します。議会として。ただ、意見書本来はそれを出しているのですよね、意見書案を決めて、意見書を出している。11月に既に網走市議会は意見書出しています。

だから、こういうやつはすべて吸収して理解するけれども、意見書案は既に出しているのだからという話ができるのかどうかとか、ややこしくなれば、これは願意ありますから、そのまま意見書は意見書でもう一度出すとするのか。

○飯田委員

11月4日の臨時会は協議会に参加するかどうかの前だったのですけれども、表明してから声を上げるといのは何も。

○高橋副委員長

私も採択です。

そして、国の中には確かに参加する、求めている人たちが多数いるのも承知しております。また、政府の日本が参加することによって、どんな利益があるのかということもちゃんと教えて、あるのでしたらいただきたい、そういう意見です。

○小田部委員長

ただいま山田委員のこれまでの請願、採択、関係機関に意見書提出、こういうふうなこと等の抱き合わせ、それはどうかということですが、あくまでも今、飯田委員が一言触れていましたが、中身はいろいろ変わってきたということにあえて言えばこだわらず、そういうふうな経過がある中で請願、陳情者が、この場合は陳情、要請ですが、陳情、要請者が出してきた、議会に受理をした、これに対して同質であっても、新たな意見書案というふうなものを採択と決めれば、同質のものでも何重についても北方領土の署名に毎年とは言いませんが、そんな例示がある、悪くてごめんなさい。

そういうふうな理解で、委員会は対応するのが、委員会の請願の扱いのルールだと、このように思いますので、今回は、もう全員の委員の皆さんがT P P に対しては前はなお尚早だ、まして交渉にというふうな、それがまた状況も変わった、だから11月に引き続いて意見書を出すように、こういうことで全会一致でこれは提出に及んでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

それでは、さよう全会一致をもって採択すべきものと、陳情、要請については決定をいたします。

なお、この意見についても意見書を一本にして出すことと。

結果的にここに陳情と要請という部分、そうするとこれはもう中身同質ですから、意見書案については過去の網走のＴＰＰに対する対応の基本的な考え方を損ねない、損ねると矛盾になりますから、損ねない考え方に沿った意見書案を事務局と正副委員長で用意をいたして、次回に委員の皆さん方に確認をしていただいて、意見書案提出に持っていきたいと、このように取り計らいたいと思いますので、御理解と御決定をいただけますか。一任も含めて。

（「はい」の声あり）

○小田部委員長

さよう、決定をさせていただきました。

それでは、ここで理事者入れかえをいたしますので、５分間、休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時24分 再開

○小田部委員長

休憩前に引き続き、再開いたします。

続行いたします。

議案第１号平成23年度網走市一般会計補正予算中、教育委員会社会教育費の文化財保護費について、米村館長の簡潔な説明をお願いします。

○米村博物館長

博物館所管分の補正予算につきまして、御説明申し上げます。

議案資料の８ページをごらん願いたいと思います。

モヨロ貝塚史跡整備事業につきましては、全事業費の２分の１、半分を国からの国庫補助金としていただいておりますが、残り事業費の半分、全体でありますと４分の１を北海道のほうから交付金としていただくことで予算計上し、道に要望していたところでございますが、11月４日付で交付の決定がなされ、減額の査定となったことから、歳入予算の財源補正を行おうとするものでございます。

補正額といたしましては、補正前の道の交付金の額、8,630万円を補正後の額5,000万円に、市債の補正額6,690万円を補正後の額9,290万円に補正しようとするものでございます。

以上でございます。

○小田部委員長

御意見ありませんか。

了承ですね。

○金兵委員

道補助金の減額が行われたということなのですが、これはなぜ理由は教えていただいてよろしいですか。

○米村博物館長

減額の理由につきましては、明確な答えはございませんが、全体的に網走の交付金等も含めて、オホーツク総合振興局への割り振り額といいですか、配分額が減額されたということが一番の原因です。

○山田委員

今、金兵委員が聞いてくれたので、道の補助が減額となった理由とといいますか、その背景は理解しますが、これは今度、一般財源と市債の関係もちょっと2,600万円、この事業債は普通の起債ですか。

○米村博物館長

普通の起債です。

○山田委員

やむを得ないと判断するしかないのですが、補助が減ったということで、非常に当市にとっても残念なことと思いますが、その施設としては絶対仕上げなければならないと私も理解しますので、ここは一般財源を入れてでもきちっとやっていく必要があるということで了解をさせていただきます。

○小田部委員長

他にありませんね。

それでは、委員長から一つだけ館長お尋ねをいたします。

この事業の性格、種類によってほかの事業であればおおむね道や国、これの補助率のパーセントがあるのですね。この種の場合は、つかみの性格が非常に過去からあったように考えています。

そんなことでの減額と、単純に言うとな道の予算が厳しくて、その種の補助の枠を小さくしたから、結果的にはオホーツク総合振興局配分が少なくなったと、だからこういうふうな減額されたと、それにしても非常に大きいというふうなことで、委員の皆さんとっても心配され、これは結果的には市債であれ、何であれ、真水が出ていくわけですから、財政的に、だからそういうふうな理解をしておいてよろしいですか。

決まった何割という、そういう基準補助ではな

いという。

○米村博物館長

何割というか、上限としてこれだけということ
でして、減額に対してのそういうふうなものはあ
りませんでした。

○小田部委員長

よろしいですね。

それでは、この件については全会一致で原案可
決すべきものと決定をさせていただきます。

続いて、ただいまの議案第1号中、債務負担行
為の補正として、網走市屋内ゲートボール場管理
委託料についてですが、議案第6号と関連があり
ますので、一括して説明をしていただきたいと、
このように思います。

前田社会教育部参事監、説明を願います。

○前田社会教育部参事監

それでは、議案第6号網走市公の施設にかかる
指定管理者の指定についてについて御説明申し上
げます。

議案資料30ページの資料2号をごらん願いま
す。

資料30ページ目の表、最後の段の網走市屋内
ゲートボール場におきましては、指定管理者を公
募による総合点数方式で選定することとし、10月
3日から11月2日までの期間、募集を行いました
ところ、1社の応募があり、平成23年11月16日開
催の指定管理者合同選定委員会におきまして、応
募の1社からプロポーザルを受け、経営方針、管
理体制、経営改善要求、会社安定度等を評価対象
としまして採点しました結果、基準点数を満たし
たため、網走市桂町2丁目1番3号、社団法人網
走市シルバー人材センターを指定管理者の候補者
として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は
3年間で1,383万3,000円となっております。

以上でございます。

○飯田委員

1点お聞きします。

指定管理者の基準というものがありますが、そ
の中でこの場合はシルバー人材センターで、前に
スポーツ課においても、スポーツトレーニング
フィールドの指定をやってしまして、それは委託
する場合にやはり基準の中にその会社がしっかり
したものであって、事業のその他をしっかりと面
倒見るといえるのか、そういうようなことも基準にあ

るというようなことも聞いております。

スポーツ施設においては、さまざまなそういう
ような会社がされているのですけれども、そうい
うような認識で会社としては、会社なり、受ける
相手としては大丈夫だという認識が基準の評価で
点数でクリアしたということととらえてよろしい
ですか。

○前田社会教育部参事監

今、前段、説明の中で4項目、経営方針、管理
体制、経営改善意欲、会社安定度、この4項目に
対して5点満点で選考委員会の中で採点してい
ただいて、基準点を満たしているという、そういう
委員会の結果を踏まえました。

○飯田委員

そういうことですので、ここは副市長にお聞き
します。

市全体の指定管理者の網走の公の施設にある指
定管理者の指定に関する事務処理要綱というもの
があります。これは、平成16年4月に制定されま
して、17年、19年と一部改正されていますけれど
も、市全体の中で今、言われた4項目を満たして
5点満点でクリアしているということなのではな
いでしょうか、今の時点での認識。ということは、いわゆ
る市の資金が入っていたりするような場合もあり
得ると思いますので、そういう場合はこういうも
のは該当するのかどうか。その指定管理者に指定
するというような。

○大澤副市長

御承知のとおり、指定管理者の選定に当たっ
ては非公募と、それから公募という二つの方式があ
りまして、今回、御提案しているシルバー人材セ
ンターにしても、それからほかの委員会の中にも
あると思いますけれども、提案している相手には、
当然、いろいろな団体だと聞いていますが、補
助金等を支出している団体等もあります。

そういった中では、先ほど参事監から説明しま
した、それらの団体についての経営方針だとか
いうようなだとか、説明した4項目において委員
の中で議論して、選定をしているということで
やっておりますので、今、出ている部分等々含め
て、その市の補助金等が入っている団体というの
はございません。それは、それでいいという考え
です。

○飯田委員

公募でなくても、非公募でもそういう基準なり、またそれとは別に特別な基準をもってやられているという、その中でも市長が認めるものというようなことになっていますので、その基準はどうか。そこの非公募においてもどうなのか。

○大澤副市長

公募、非公募で基準を別に設けているということは特にしていないかと思います。

○飯田委員

そうしたら、そのようにまずは認識して、了承します。

○山田委員

ゲートボール場だけに限定した質問なのか、ちょっとわからないのですが、きょうは副市長もいらっしゃいますし、プロポーザル方式で管理計画含めて、4項目で選定すると、今回は1社だったということで、1社だったからこうだということではなくて、きちっと選定がされていると思います。

管理計画の中で例えば、本当は選考経過なんかも含めて、聞いたら明らかにしていただけるのか、そこまで聞く気はありませんが、会場からプロポーザルで出てくる段階に、例えば人件費についてはこのぐらい考えているなんてというのはきっと出てくると思うのですが、その内容を例えば本当に支払われているのかどうかなんていうのは、チェックができるのでしょうか。

今、ここの総務文教委員会がゲートボール場だけになっていますけれども、トータル的なちょっと質疑になって申しわけないのですけれども、参事監が答えるものか、副市長がいいのかちょっとわからないのですが。

○前田社会教育部参事監

シルバー人材センターに限ってのお話でいきますと、単年度ごとにきちっと決算報告を受けて、当然、次の3年間の委託料を計算する際に過去2年間分の平均値を出して委託料をまず算出するというような作業で進めておりまして、当然、その中で決算書の例えば人件費ばかりではなくて、例えば燃料費だとかというの、結構、燃料費というのはその年その年で価格が変動しますので、そういった部分含めて、詳細に審査しているつもりではおります。

○山田委員

指定管理者制度ですから、私がやはり民間がすべて会社経営でやっているという視点が余り私は持っていないのです。また、公共施設ですから、それを管理の指定をして、管理をゆだねているという考え方でいますので、とったところのことを余り言えませんので、余り営利を出すために利益を追求されるというのは、私は困るというふうに考えている1人なものでから、指定管理者というのはそういうことではなくて、公共施設を市民にサービスを変わず今までと。そのために管理費を払って、指定をしてやっていただいているという私は認識なので、この違いがあればまた別として、例えば料金収入、今、参事監からありましたけれども、ここでは357万3,000円とっているのです。これが、変動あるし、改善されて、努力されて、収入がぐっと上がったときには、単年度で決算いただきながら、修正しながらしているのだと思います。

その辺は、例えば収益ふえたから、来年は管理費下げますよなんて話は具体的に出てくるものですか。

○前田社会教育部参事監

これもシルバー人材センターに限っての話をさせていただきますと、現実的に前回の3年間の中で、燃料費が当然、算出するときにはその時点での取り引き単価で算出するわけですがけれども、大幅にそのとき、灯油の料金が下がったというときがありまして、委託料で最終的に精査したときには、要するにプラスになっていると、収入が。こちらが見込んだ収入よりも、プラスになっているということで、その際は必ずシルバー人材センターというか屋内ゲートボール場だけではないのですけれども、市が指定している指定管理者の全施設の取り扱いの中で、著しい見込みの数字の差があったときには、両者協議してという、そういう取り扱いの要領がございまして、著しい差というのはある程度、基準もその要領の中で見込額の10%、単年度で1,000万円を超えない指定管理者は10%の範囲を超えたときに協議しましょうということになっていまして、シルバー人材センターという、そういう団体の特徴もあるのでありますが、これはほかの体育施設のオピスなんかもそうなのですから、通常施設は全般的にうちの施設は老朽化しているということがあって、必ず修繕というのが宿命的にあるわけですがけれども、最

初の段階で大規模なものは市が持つと、通常、日常的にある小さなものについては指定管理者がという、そういう取り決めの中で管理をしているわけですが、ある程度、その収入がたまたまシルバー人材センターのほうで出たということで、それで協議した中で、まずは多少、規模の大きな修繕もその中から見るとか、備品で例えば実際にそういうことで支出させていただいたのですが、除雪機がもう老朽化していて、古くなっているということで、その浮いた差額の中で除雪機も更新するとかというようなことで、そういうことで今、委員の御指摘の中のもうけをどうやって還元するかというような形で、実際の経験からいくとそれを1回やったという経験がございます。

○山田委員

それぞれ指定された業者の方も含めてですが、それぞれ御努力されて、管理運営していただいているという敬意を表したいと思うわけですが、このゲートボール場だけではなくて、考え方として先ほど私が言わせていただいたように、指定管理というのは公共施設、今まで端的に言うと市が直接、運営していた分を指定管理者制度ができたということで、管理を含めてしていただいているという経緯がありますので、ぜひそこで働く人たちも含めて、雇用条件、労働条件含めて管理計画にきちっと出てきていることなのだと思います、きちっと守られているかも含めて、指定管理をしている市の立場がありますから、その辺の責任をよろしくをお願いをしたいと思います。

今回のここの所管の委員会にかかわらず、全体ということでお話をさせていただきました。以上です。

○小田部委員長

他に御意見がなければ、取りまとめをいたします。

議案第1号中のゲートボールにかかわる件は債務負担行為、そして議案第6号の管理委託料と一括して御決定をさせていただきます。

全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

さよう、決定をさせていただきます。

続きまして、議案第9号網走市付属機関条例の

一部を改正する条例制定について、前田参事監の説明を求めます。

○前田社会教育部参事監

それでは、議案第9号網走市付属機関条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料57ページから59ページの資料5号をごらんいただきたいと存じます。

初めに、条例改正の趣旨でございますが、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法が、平成23年8月24日付で施行されたことによりまして、網走市スポーツ振興審議会の名称が改称等となることから、当該条例及び関係条例の所要の改正を行うとするものでございます。

改正の内容でございますが、本条例の別表中、付属機関名の「網走市スポーツ施設振興審議会」を「網走市スポーツ推進審議会」への名称の改称、また同じく別表中の当該審議会の所管事項中、スポーツの振興に関することをスポーツの推進に関することに改正、また、附則におきまして報酬職員給与条例の一部改正としまして、当該条例の別表の8の項中、職名の「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改正しようとするところであります。

なお、この条例は、平成24年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○小田部委員長

質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、本件については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、請願2件、そのうち一つは継続案件であります。

請願第6号2012年度公立高等学校配置計画案の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書提出についての請願を議題といたします。

発言を求めます。

○金兵委員

これは9月の議会のときに提出させていただいたのですが、当時も一度、言わせていただいたのですが、これを提出させていただいたときは、学校配置計画案だったのでしたけれども、その

後ちょっと案が要るということは一度、説明のときにさせていただいたので、それについて今回はもう一度、説明させていただきます。

それから、この請願なのですけれども、これは高校の統合ということで、地方の声を無視した政策となっていて、親や子どもに多大な負担をかけるということが目に見えての請願でございます。

また、地域から人がいなくなるという問題も出てきておりますので、ぜひとも子供の教育を守るという観点から採択の御判断をしていただければなと思っております。

以上です。

○飯田委員

前回は議論したのですけれども、基本的には採択です。特に、これは案ではなしに、配置計画としているのですけれども、特に網走は網走高校と向陽高校が合併という形で一つ残り、南高がああいう形になったのですけれども、この網走だっってこういうようなやり方で進んでいくと、また合併という形になったり、さまざまな不利益がこうむる、特に、今、地方の声を十分に聞いたものではないということで、私はこの請願についてはぜひ通していただきたいと思います。

○古都委員

請願についての内容も理解できますし、前回、私はこれについて賛成の意見でいたと思います。機械的な削減というよりも、やはりその地域地域に合わせた形で、その場所の地域性というのを考えながら配置していくべき問題であって、現行的にただ、文書で来たようなものをすぐに推進するという必要なく、請願どおり地域性も考えた上でしっかりやっていくべき問題と私は考えますので、採択したいと思います。

○高橋副委員長

本当にこれは難しい問題だなと思います。網走もだんだんと人口も減少、それから児童の減少ということがあります。

その中でも、学校自体がこういった子供の教育の仕方、それから雇用に関する考え方も学校自体が考えている時期だと思っております。

その中で、本当に子供たちにとっては遠距離に通学しなければならないという、こういったかわいそうなことも起こっているのも事実でございます、本当に心痛めるところでありますけれど

も、こういった時期でもありますし、本当に親の負担というのも考えますとかわいそうなのは重々わかっておりますけれども、そういった事情というものをやはり考えていかなければならないと思ひまして、継続というしかありません。

○井戸委員

やはり今、子供が少なくなっているということ、また、地域にそれぞれの学校が再編統合され、生徒が少なくなっているという実態を踏まえて、なかなか学校というのは、先ほど飯田委員からありましたけれども、網走高校と向陽高校が合併がして桂陽高校になったと、そういった経緯も今後、やはり学校経営をしていく上で必要ではないかという、私は気持ちはあります。

しかし、やはり子供たちに十分な教育を受ける環境、そういうものは守っていくべきだなというふうにも考えますので、これは採択という気持ちでおります。

○小田部委員長

大方の委員の皆さんの意見は、内容はいろいろありますが、やはり方向性としては採択と、こういうふうな意見で大体、方向は一致しているのではないかと、このように委員長として思います。

なお、高橋副委員長については、先ほど言ったようにかかる内容から継続という意見がありましたが、この件については次回までに正副委員長ですり合わせをして、会期中にもう一度、委員会が開かれる予定でございますので、そこで結論を出して、皆さんの合意のもとで採択するか否か、継続にするか、これを決めたいと思います。

よって、この場においては、正副委員長にそのすり合わせを含めた内容で御一任をいただきたいと、よってきょうは継続と、こういうふうにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

さよう、継続とさせていただきます。

それでは、続きまして請願第11号、今回出てきた請願であります。南小と三中、網小と一中の学校給食の親子方式導入計画の再検討を求める請願、これについて質疑をしまいたいと思います。御意見をいただきます。

○飯田委員

この問題については、問題というか給食のこれ

につきましては、きょう上程されまして、残り少ない期間の中でやらなければならないということからしますと、ここに書いてある請願者の願意が本当に1から5まであります。

この中で本来、議会と執行者は網走市にとって重要案件、あるいは長年の懸案事項、また市民生活に大きな問題が懸念されるということは、従来、理事者においても市民との対話をしながら私は進めてきた経緯があると思っています。

議会サイドにおいては、所管委員会にも十分、説明をして、意見を徴しながら整備していくということがあったのですけれども、今回の件につきましては、この委員会で所管事項で求めてやった経緯が今、それも継続中です。

今回、この請願の願意のやはり25年前から学校給食については、本当に運動がありまして、そういう運動の結果、自校方式を行って、10年前にも一部の共同調理方式ということで、これも大きな議論になりまして、議会の中で十分とはいかなくても、意見を徴しながらやりました。

そういうことからいって、1から5までの私はこういう要求は当然でありますし、日々、十分な審議を求めて、記の1と2、再検討を求めると同時にPTA、学校給食職員、食育推進担当部署、市民等、十分な話し合いを行うことという請願です。ぜひ委員の皆さん、この願意を酌み取って採択の方向でまずはお願いたいと思います。

○小田部委員長

他の委員の皆さんの御意見をいただきます。

○古都委員

私はですね、この中では「学校給食の質の維持」と「財政」をはかりかけ、「財政」をとったこととありますけれども、財政を議会として全く無視していいとは思わないので、もちろんすべてしっかりできるのであれば、自校方式で維持というのが望ましいとは思いますが、網走市の財政も正直、大変苦しいところも全くないとは言えない状況だと思います。

その中で今、また急になってしまったというのも12月までにとということで、補正の部分が少ししやうがなかったのかなという部分もありますが、やはり普通の親御さんにとって一番心配なのはアレルギー対策とか、食の質など、そういった部分に対しての説明がまだ少し行き届いていなかった部分があるのではないかなという部分と、以前の

委員会で御説明もありましたけれども、親御さんが本当に安心して納得、理由が落ちるような説明で本当にあるのかという部分がちょっと私自身も疑問に思ったところもあります。そういった部分も加味して、私は不採択ということで意思表示をします。

○金兵委員

私は、これは今、新聞紙上でもいろいろ言われていて、ずっと委員会のほうでもいろいろ意見、議論をしてきていますし、また対だって、また委員会で開かれるということもありますので、今の段階では私はこれに対する採択、不採択という考えはちょっと述べるのは早計かなという立場で、継続という形がいいのかなと思います。

○井戸委員

学校給食、大切な問題で、自校方式これはとても理想的な方式で、やはり温かいものを食べるだとか、いろいろなアレルギーだとか、対応についても自校方式というのは理想的な形だというふうに思いますけれども、やはり網走市の財政、そうした部分の大きなくりで考えていくと、これは親子方式を進めていくべきではないのかなという考えに私は立っております。

現在、中央小と二中においても親子方式導入されていますけれども、私の子供も中央小学校出て二中に通っておりますけれども、そういった大きな問題はないというふうに私は認識しております。

アレルギーの対応や何かも十分な対応はできるのかという部分も懸念材料としてありますけれども、やはり基本的には家族の保護者の協力、そういったものが重要になってくるのではないかなというふうに、命にかかわる重度の場合、今の現時点ではアレルギーに対しても対応もできていると、今現在、親子方式の中央小学校、二中に関してもそういう話も聞いておりますので、私はどちらかというと親子方式を導入すべきという考え方ですので、不採択ということです。

○高橋副委員長

私、今、不採択という発言がありましたけれども、私は継続という方法もあると、そういった考え方から発言させていただきます。

この中で、もちろん学校給食の質の維持と、それから財政をはかりにかけて、こういったちょっと乱暴かなと思われる文言もございます。そうで

あれば、やはり財政を取るのが普通だろうと、私は思うのでありますけれども。

それから、学校給食の質が落ちないか、それからアレルギーの問題も書かれております。それにつきましても、アンケートというか、説明会の中で参加者が非常に少なかったなと感じております。

そんな意味からも、私は継続して議論していったらいかかなと、そんなふうに考えています。

○山田委員

私は、実際も何回か当委員会で計画についての審議しましたし、十分か不十分かというのは、それぞれの考え方あるかもしれませんが、きょう実施設計の関係で追加提案されたと、私としては、今、所管で審議中という認識をしていますので、大変申しわけありませんが、ここで賛否を問うということは私はしないほうがいいかなと、そういう意味で継続にしたほうがいいかなというふうに思います。審議中ということ。

○小田部委員長

飯田委員に御理解をいただきたいと思いますが、今、山田委員から御発言がありましたとおり、本日、耐震とあわせて親子方式の考え、これの予算化の追加提案が議会にありました。

しかし、私どもの委員会にまだ付託されておられません。しかし、これは、私ども委員会委員として、そういうふうな議会のルール上、付託されたものは総務文教委員会に今度は議長から付託されると、このように考えております。

よって、山田委員はこれでは本当に委員会として質疑をし、検討をする課題を今、採択、不採択というふうなことは好ましい手法ではないと、よって継続でというふうな、よって継続と、こういうふうな意見を言っていたらと、このように思います。

事の性格、議会の議案の進捗、進め方、こういったこと等をかんがみて、そのような手法が、方法が一番、まさに総務文教委員会としては妥当であると、このように判断いたしますが、飯田委員いかがでしょうか。

○飯田委員

この請願は、出された経緯も含めましてなのですが、私は追加提案にかかわりなく、今回、14日に上程されまして、付託されました。請願の全文は私は認識だと思います。請願団体の認

識。

後段では、十分審議を求めて請願しておりますから、再検討を求めると同時に十分な話し合いをするということからいうと、願意は議会に対する私は問いかけですので、今ここで問いかけに対して議会も当然だと思います。であるからそこ、委員長のアとは判断なのではけれども、きちっとこの辺、継続にしても判断できるような場をどんどん私はつくるべきだと思いますけれども。

○小田部委員長

飯田委員から御発言をいただきました。

極めて大事な要件をお話をいただいたと受けとめております。

それで、私は今、議会の議案の進んでいく手法というふうな言い方をしましたが、19日にこれが大綱質疑を通して総務文教委員会に付託される案件と、こういうふうに議会運営委員会の議事順序についても本日、次回の委員会でそのように報告をされていると、今、局長から確認をさせていただきましたが、であるとするならば、極めて中身は数点、特にこの5項目を含めて飯田委員のおっしゃるとおりなのですが、なおさら委員会でそういう機会を十分持って委員の皆さんの質疑を十分いただいた中で、この議案の適正な対応に委員会として臨んでいきたいと。

よって、きょう、このことを採択、不採択ということはふさわしくない、性格上、というふうな山田委員の発言もありましたし、委員長としてはそういう扱いをし、今後、今、このここに書かれているもろもろの視点観点に立った委員の皆さんと委員会において議論を重ね、方向をまとめていくと、こういうふうにすることが極めて必要であり、かつ妥当な手法と、このように思いますので、本件はこの場においては継続と、こういうふうな扱いのもとで次の質疑に及んでまいりたいと、このような扱いをしたいと思いますので、御理解をいただきたい。

○飯田委員

請願は請願なのです。請願の願意を酌み取って出すのはこの委員会ですから、私は何もこのまま願意を酌み取ることやって、出すのは私はいいと、このままでないですから。願意をどれだけ酌み取れるかというのが意見書として出す、具体的にはそうなのですが、その辺はどうですか。

○小田部委員長

今、先に飯田委員の質問に答えたいと、そのように思います。

一見、さように感じるのだけれども、飯田委員の考えを皆さん、委員の皆さんがお聞きをいただいて、この請願については不採択と、こういう意見の方もいます。ということは、全会一致をできるだけ旨とするという請願、陳情の扱いの趣旨、今、請願を審査していますから、今言ったようにふさわしくない、よって継続と、この理解を飯田委員にさせていただきたい。

今、現状において各委員の皆さん方がこれを採択、不採択、そういういろいろな意見があって、委員会委員の一致をできるだけ尊重していくという請願、陳情の扱いについては、今、言ったような状況にあります。よって、そのことも含めても継続がふさわしいだろうと思っています。

○山田委員

今、委員長が言われたことと重なると思いますので、それぞれの委員に聞けば、それぞれの意見が出ました。私は、経過を話しながら継続ということにさせていただいて、結果としてやはり委員長言われるように継続になる可能性がある。それで、整理していただければというふうに私は思います。

それで、ただ19日に議運の決定で、まだ本会議で決定していませんから、安易に言えないのかもしれませんが、予定としては19日にまた総務文教委員会、その後もその審議経過によってはどういうふうになるか全くわからない部分もありますので、できれば大変、重要な私は請願だというふうに私も受けとめますから、会期中にでも委員長の配慮の中で、もしもう一度このことについて議論できればということの場所をもしつくっていただければと要望させていただきます。

○小田部委員長

これもまだ今、山田委員の発言のとおりと認識しております。

しかし、19日になってみたら、議案が委員会に付託された以上は、よきもその判断が委員会の判断になります。委員長として、取りまとめて報告をしなければなりません。

よって、本会議で決まるのです。ですから、その前にという山田委員の意見、委員長としての判断というふうなことを飯田委員に御理解をいただきたいと、こういうふうに発言をさせていただい

ておりますので、いずれにしてもこれは委員会としてこの、これは請願ですけれども、議案は付託されます。議案については委員会の決定を本会議で報告をしなければならない委員長の立場であります。

そこでは、よしあしという妥当ではありません、原案を可決すべきか否かと、こういうふうな判断を報告しなければなりません。ということは、答えを出すということです。

ですから、その機会を十分、持つことを今、山田委員、飯田委員が言うように委員長として考慮、対応したいと、このように思いますので、この場においては継続がふさわしいと、こういう意見なので御理解をいただければ。

○飯田委員

御理解というか、私言ったのは本議会議中といったら14日に提案して……

○小田部委員長

会期中、本議会は。

○飯田委員

付託されていますから、要するに最終的にこのやつはいつ委員長が報告なさるのですか。

○小田部委員長

報告ですか、多分、来週、いや議会の。

これは、我々は議会に求められて委員長報告をする立場ですから、議運の委員長、多分、私のこれまでの感覚では、そういう議長から指名されて、委員長報告しなさいと言ったときに、ちゃんと成案を持って報告をするということだけなのですが、それは恐らく最終日になるだろうと、このように認識しています。

○飯田委員

22日になるから、今、山田委員が言う、そういう意味での会期中というのであれば、そういう意味での継続ではないのですかということなのでしょう。そうでしょう。

○小田部委員長

今、飯田委員から御発言いただいて、委員長の説明不足でございます。

きょう、この場において継続の扱いという意味で、会期中にこの会期を超えた継続扱いなんていうふうなことは毛頭考えておりません。よろしいですね。

○飯田委員

それは理解しています。

○小田部委員長

他に御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

なければ、請願第11号については、きょうの委員会では会期中にまた大事な件ですから、皆さんと協議をするという前提において継続とさせていただきますと思います。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

さよう、決定をさせていただきました。

以上で、きょうの総務文教委員会の議件、協議案件、これは終了したわけですがけれども、委員の皆さん、何か御発言ありませんか。

○山田委員

時間大分経過して済みませんが、今、12月の議会開会中ですから、ちょっと可能、不可能というふうに思っておりますが、市の理事者側から網走市の第3次の行政改革推進計画の案が出ていますから、ぜひ所管は私どもの委員会だというふうに思いますので、年が明けてか、いつかは別にして、この委員会でしっかり論議を議論ができる場をぜひ委員長にお願いをさせていただきます。

○小田部委員長

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

理事者の方、何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

ただいま、山田委員からお話いただいたことについては、もう委員長として十分、同感であり、同意の中で考えております。

ただ、今言ったように、12月というのはお互いというふうなことで、1月、これは予算編成にもかかわる部分ですから、十分、質疑の時間をとって、第3次行政改革が健全に網走市政の中で推進されるように議論を深める機会を持ちたいと思いますので、さよう意見を受けとめ、対応したいと、このように思います。よろしくをお願いします。

なければ、以上で、総務文教委員会を閉じてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小田部委員長

閉会いたします。

午後0時15分 閉会